

令和7年度（2025年度）台湾との教育交流促進に向けた渡航手配業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）台湾との教育交流促進に向けた渡航手配業務

2 事業概要

(1) 目的

熊本県教育委員会では、グローバル化が進む中、子供たちの異文化理解を促進し、グローバルな視野を養うため、台湾との教育交流のさらなる促進に取り組むこととしている。この度、台湾の高級中等以下学校国際教育交流連盟（以下、「連盟」という。）と熊本県教育委員会で、相互に教育交流協力を促進するためのMOU（覚書）の締結を予定しており、連盟との事前調整及び今後の交流事業の実施を見据えた視察を行うため、台湾を訪問するもの。

(2) 委託内容

受託者は、台湾訪問の企画・実施について、別紙仕様書に記載する業務を行う。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）9月5日（金）

(4) 委託限度額

1. 300,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※ 上記の金額は、提案にあたっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。

3 プロポーザル参加資格要件

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により、入札参加資格者を有する事業者であること。
- (2) 過去に本事業類似の業務実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 熊本県内に本社、支社、営業所等を有する事業者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (8) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (10) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

4 委託事業者の選定及び委託契約の方法

- (1) 委託事業者の選定にあたっては、企画提案書を公募のうえ、県の審査委員会により審査する。
なお、公募の方法については、熊本県教育委員会ホームページへの掲載とする。
- (2) 事業の委託を希望する者は、本実施要領によりプロポーザル参加表明（参加申込書の提出）をし、企画提案書等を提出する。
- (3) 県は審査委員会で企画提案書等の内容を審査し、最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定する。
- (4) 県は最も優れた提案を行った者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意のうえで契約を行う。
なお、契約条件が合意に至らなかった場合は、次点者と契約締結について協議を行う。
- (5) この選考により決定する委託業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び県会計規則第95条第1項第1号の規定に該当するため随意契約とする。

5 質問と回答

- (1) 本プロポーザルの実施内容について、質問がある場合、受付期間は令和7年(2025年)6月6日(金)までとし、別紙様式1を電子メールで送付することで行うこととする。
メールの送信先 熊本県教育庁教育政策課 浦川あて
アドレス : urakawa-r@pref.kumamoto.lg.jp
- (2) 質問のあった事項及び回答については、6月10日(火)までに熊本県教育委員会ホームページへ掲載する。

6 参加申込み

参加を希望する事業者は、参加申込書(別紙様式2)を提出すること。また、添付書類として参加資格に関する誓約書(別紙様式3)、団体概要及び実績書(別紙様式4)を提出すること。

- (1) 提出方法
参加を希望する者は、期限までに郵送、持参または電子メールにより参加申込書を提出すること。
電子メールの場合はPDFファイルにより提出すること。
- (2) 提出期限
令和7年(2025年)6月13日(金)午後5時
- (3) 提出先
〒862-8609
熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本県教育庁教育政策課 担当:浦川
TEL 096-333-2699
Email urakawa-r@pref.kumamoto.lg.jp

7 企画提案書の提出について

- (1) 提出物 各5部
 - ア 企画提案書(任意様式)
 - ・枚数制限はないが、要点を押さえた内容とすること
 - ・A4判・縦横不問で作成し、ページ番号を振ること
 - イ 参考見積書(任意様式)
 - ・内容を詳細に記載すること
 - ウ 事業者の取組に関する申出書(別紙様式5)
 - ・該当する場合のみ、必要な書類を添付すること
- (2) 提出期限
令和7年(2025年)6月18日(水)午後5時
- (3) 提出先
6の(3)に同じ。郵送または持参により提出すること。

8 審査

別途設置する審査委員会により、提出された企画提案書等の内容を次の基準により厳正に審査し、委託候補者を決定する。

- (1) 審査基準(計100点)
 - ア 企画内容
 - (ア) 事業目的を達成することができる行程(現地視察先、現地ガイド、通訳を含む)となっているか。
【40点】
 - (イ) 受託者の業務実施体制(緊急時の対応を含む)、遂行能力は十分か。【30点】
 - (ウ) 安全性・事故防止の確保に努めるとともに、費用対効果が見込まれる妥当な積算がなされているか。
【25点】
 - イ 事業者の取組

- (ア) 熊本県ブライツ企業の認定を受けているか。【1点】
- (イ) 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。【1点】
- (ウ) 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等があるか、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。【1点】
- (エ) 熊本県 SDGs 登録制度に登録しているか。【1点】
- (オ) 「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか。【1点】

(2) 審査方法

- ア 選考基準を基に、各選考委員が採点を行い、順位付けを行う。
- イ 最も評点の高い者を委託候補者とする。評点が同数の場合は、選考委員の協議により決定する。
- ウ 採用基準点数は、合計100点とする。

9 今後のスケジュール（予定）

- (1) 令和7年6月 6日（金） 質問提出〆切
- (2) 令和7年6月10日（火） 質問への回答公開
- (3) 令和7年6月13日（金） 参加申込書締め切り
- (4) 令和7年6月18日（水） 企画提案書等締め切り
- (5) 令和7年6月20日（金） 審査委員会開催、数日以内に委託業者決定
- (6) 令和7年6月30日（月）までに業務委託契約締結
- (7) 令和7年7月30日（水）～8月1日（金） 台湾渡航
- (8) 令和7年9月5日（金） 事業完了

10 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (3) 提出された企画提案書が採用された場合、その使用权等の一切の権利は熊本県に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書等の作成、提出に係る諸経費は参加者の自己負担とする。
- (5) 提出された企画提案書が採用されなかった場合、県はその企画を無断で使用しない。